

自転車マナーアップ通信



No.11

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車保険への加入が義務化になっています。

～特集～ 自転車の保険

平成31年4月1日より「仙台市自転車の安全利用に関する条例」により自転車損害賠償保険等への加入が義務化となっています。気軽に利用できる自転車も万一交通事故が起これば、被害者だけでなく加害者となる場合もあります。加害者となってしまった場合高額な賠償責任を問われる事案も発生していますので、ご自身のため人のために自転車損害賠償保険等に加入しましょう。未成年であっても賠償責任を免れることはできません。

加入率

＜保険加入率の推移＞

平成28年からの自転車損害賠償保険の加入率の推移

平成28年度の加入率35.5%に対し令和2年度の加入率は59.9%と増加していますが、約40%が未加入というデータがあります。

また、未加入の方や加入を検討中の方（特に春から引越や進学などで環境が変わる方）是非ご加入ください。

（令和2年度自転車安全利用実態調査より）

自転車損害賠償保険について

くわしくは、仙台市のホームページ「自転車損害賠償保険等への加入義務について（平成31年4月1日から）」をご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/jitensha/hoken.html>

＜自転車での加害事故＞

裁判により加害者が命じられた賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 （神戸地方裁判所、平成25年7月判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 （東京地方裁判所、平成20年6月判決）

備え

自転車事故に備えるためには、自らが任意の保険に加入する必要があります。保険には、損害賠償責任が発生した場合に備える「個人賠償責任保険」と自分がケガを負った場合に備える「傷害保険」があり、それぞれ補償されます。

1. まずは、自分の加入している保険の補償内容を確認してみましょう！

「個人賠償責任保険」は、「自動車保険」や「火災保険」などの『特約』として既に付帯されている場合があります。新たに加入を検討する場合は、支払限度額や補償の対象者など、重複がないか、よく確認しましょう。

2. 保険の加入がない、または補償が足りない場合は、以下を参考に加入を検討しましょう！

保険の種類	対象		事故の相手		自分
	生命・からだ	財産	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	○	○	×
傷害保険	×	×	×	×	○
TSマーク付帯保険※	○	×	×	×	○

※TSマーク付帯保険とは・・・自転車安全整備士がいる「自転車安全整備店」で点検整備（有料）を受けると貼付されるTSマークに付帯される保険です。誰が乗っても補償されますが、補償期間は1年間です。（平成29年10月1日より赤色TSマーク付帯保険の補償限度額が5千万円から1億円になりました。）

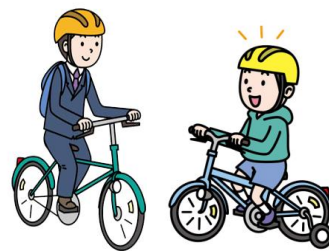
このほか、コンビニやインターネットなどから加入できる、自転車事故に備えた保険もあります。詳しくは、保険会社などにご確認ください。



乗車用ヘルメットを着用してありますか？

令和2年度の仙台市の調査において乗車用ヘルメットの着用率13%程度と非常に低い状況にあります。日本の道路交通法第63条の11によると、児童・幼児が自転車に乗る際には、乗車用ヘルメットの着用義務があると定められています。

この法律は、児童・幼児が自転車を利用するときにはもちろん、保護者などの大人が運転する自転車に乗せるときにも乗車用ヘルメットを着用させるように努める必要があります。自転車走行中の事故の中には、乗車用ヘルメットを着用していれば負傷の程度が軽減されたり、助かった命もたくさんあったと考えられています。特に子供の体型は、体に対して頭の方が重く、自転車で事故にあった場合、頭部から落下し負傷することが多くなっています。幼稚園や保育所の送迎、また買い物等で大人が児童・幼児を自転車に同乗させるときは、ご近所へのお出かけであってもベルトを締め、乗車用ヘルメットを着用を着用させましょう。最近の乗車用ヘルメットは軽量化が進んでデザインもとても良くなりまし



大事な家族や子供そして自分の命を守るために、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

令和3年度の宮城地区自転車マナーアップ協議会の活動について

宮城地区自転車マナーアップ協議会では、毎年様々な自転車マナー向上に関するイベント等を開催しております。しかし、令和2年度はコロナウイルスの影響で大部分のイベント等を中止せざるを得ませんでした。来る令和3年度はコロナウイルス感染症の状況を慎重に確認しながら、様々なイベントを計画しております。小中学校や児童館等で自転車シュミレーターを使用した交通安全教室などが予定されておりますので、お近くでイベントが開催された際には、ぜひご参加ください。



令和元年
10月16日
錦ヶ丘コ
ミュニティ
センター

自転車のルール違反

晴れた日に、大好きな音楽をヘッドホンで聞きながらサイクリング…とても楽しそうですね。

でも・・・

道路ではいろいろな車両が走行し、瞬時に状況が変化します。イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながら走行すると、サイレンやクラクションなどの交通に関する音が聞こえなくなり、大変危険です。また、携帯電話等の操作や通話をしながらの運転は集中力を欠くもとになり、これも大変危険な違反行為です。

自転車は集中して運転するようにしましょう。

なお、これらの違反行為には「5万円以下の罰金」が科せられる場合もあります。



みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、幼児を同乗させて運転する時や、幼児・児童が自ら自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。